

○高知県警察における情報セキュリティに関する訓令

平成16年6月1日

高知県警察本部訓令第10号

題名改正〔平成30年本部訓令1号〕

改正 平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号

平成19年3月20日高知県警察本部訓令第8号

平成21年3月27日高知県警察本部訓令第7号

平成23年3月29日高知県警察本部訓令第14号

平成30年2月26日高知県警察本部訓令第1号

警察本部

警察署

(目的)

第1条 この訓令は、高知県警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及び当該基準を組織的に実施するための基本事項を定め、もって高知県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

一部改正〔平成19年本部訓令8号・30年1号〕

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高知県警察情報システム

県警察が設置する情報システムをいう。

(2) 機密性

情報について、当該情報を利用する権限を有する者のみが当該情報を利用できることをいう。

(3) 完全性

情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。

(4) 可用性

情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。

(5) 情報セキュリティ

情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。

(6) 管理対象情報

次に掲げる情報をいう。

ア 高知県警察情報システムに記録された情報(書面に記載された情報であ

ってその内容が高知県警察情報システムに入力されたものを含む。)

イ 高知県警察情報システムから出力された情報

ウ 高知県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって職員が職務上取り扱うもの

エ 高知県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

一部改正〔平成19年本部訓令8号・30年1号〕

(情報セキュリティ管理者)

第3条 県警察に情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、高知県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事務を統括するものとする。

追加〔平成19年本部訓令8号〕、一部改正〔平成30年本部訓令1号〕

(情報セキュリティ副管理者)

第4条 県警察に、情報セキュリティ副管理者を置き、総務参事官をもって充てる。

2 情報セキュリティ副管理者は、情報セキュリティ管理者を補佐し、情報セキュリティ管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

追加〔平成30年本部訓令1号〕

(高知県警察情報セキュリティ委員会)

第5条 高知県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他県警察における情報セキュリティに関する重要事項について審議するため、県本部に高知県警察情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 委員会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成19年本部訓令2号〕、旧3条を繰下〔平成19年本部訓令8号〕、一部改正〔平成21年本部訓令7号〕、全部改正〔平成23年本部訓令14号〕、旧4条を一部改正し繰下〔平成30年本部訓令1号〕

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第6条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に照らして分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理しなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、別に定める。

旧4条を繰下〔平成19年本部訓令8号〕、旧5条を一部改正し繰下〔平成30年本部訓令1号〕

(職員の責務)

第7条 職員は、高知県警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

旧 5 条を一部改正し繰下〔平成19年本部訓令 8 号〕、旧 6 条を一部改正し繰下〔平成30年本部訓令 1 号〕

(監査)

第 8 条 県警察に情報セキュリティ監査責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、高知県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

3 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔平成19年本部訓令 8 号〕、旧 7 条を一部改正し繰下〔平成30年本部訓令 1 号〕

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

旧 6 条を繰下〔平成19年本部訓令 8 号〕、旧 8 条を繰下〔平成30年本部訓令 1 号〕

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

(他の訓令の廃止)

2 高知県警察情報セキュリティポリシーに関する訓令(平成14年 3 月本部訓令第 6 号)は廃止する。

附 則(平成19年 2 月20日高知県警察本部訓令第 2 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年 2 月21日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成19年 3 月20日高知県警察本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成21年 3 月27日高知県警察本部訓令第 7 号抄)

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成23年 3 月29日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成30年 2 月26日高知県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。